

# 川崎市商店街課題対応事業

令和5年4月3日（月）募集スタート！

補助事業イメージ（例）

※募集する団体、事業内容はこれに限ったものではありません



## 新メニュー！『地域連携強化学業』登場

商店街と地域団体とが連携・協力し、課題解決する新たな取組に補助金ができます。商店街を支援する”民間事業者”が申請することも可能。先着制、書類審査のみ。お気軽にご活用ください。

補助額は20万～最大100万円！ ※補助事業により上限額が異なります

補助内容や申請方法は、裏面の公募要領（抜粋）、又は、右の2次元コードからアクセスできるホームページでご確認ください。

【受付期間】

- 地域課題対応事業・情報発信力強化事業  
令和5年4月3日（月）から5月19日（金）まで
- 地域連携強化学業  
令和5年6月15日（木）から先着制 ※予算がなくなり次第、受付終了



川崎市ホームページ

## 令和5年度川崎市商店街課題対応事業補助金 公募要領（抜粋）

|         |  |
|---------|--|
| 対 象 者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区商連、商店街（法人又は任意の団体）</li> <li>・商業者グループ（市内中小商業者3者以上の集まり）</li> <li>・民間事業者（市内で3か月以上の活動実績があり、商店街と連携して取組を実施するもの）</li> </ul>  |
| 対象となる取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題対応事業（地区商連、商店街、商業者グループのみ）<br/>…商店街団体等や地域の課題解決を目指し、地域の施設や団体等と連携して実施する取組</li> <li>・情報発信力強化事業（地区商連、商店街、商業者グループのみ）<br/>…地域の団体等と連携して、商店街団体等のデジタル化推進又は地域と連携した情報発信力を強化する取組</li> <li>・NEW 地域連携強化事業（地区商連、商店街、商業者グループ、民間事業者）<br/>…商店街団体等の資源を活用し、商店街団体等又は地域が抱える課題解決を目指し、連携をスタート又は強化する取組</li> </ul> |
| 事業実施期間  | <p>令和5年7月1日（土）から令和6年2月29日（木）まで</p> <p>※事業実施期間中に契約から発注、実施、支払いまで終了することが必要です。</p>   |
| 補助金額    | <p>補助対象経費から取組に係る収入を差し引いた額に次の補助率をかけて算定します。</p> <p>【補助率】・地域課題対応事業：2/3以内 ※2年目は1/3以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信力強化事業：1/2以内</li> <li>・地域連携強化事業：2/3以内</li> </ul>   |
| 補助限度額   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題対応事業、情報発信力強化事業：100万円<br/>※地域課題対応事業の2年目は50万円</li> <li>・地域連携強化事業：20万円</li> </ul>   |
| 対象経費    | <p>【広報・発信費】 …チラシや広告などの印刷費や、HPやアプリ、冊子の制作費など</p> <p>【設備・機器費】 …会場や機器類、消耗品等の賃借や購入に要する経費など</p> <p>【取組実施費】 …取組を実施するために必要となる謝礼金や人件費など</p>   |
| 選定方法    | <p>地域課題対応事業（2年目含む）及び情報発信力強化事業は、受付期間中に補助金の交付申請書を提出した団体等に対して、リモートによるヒアリングを実施し、審査会で補助対象事業等を決定します。</p> <p>地域連携強化事業は、先着制で書類審査にて補助対象事業等を決定します。</p>   |
| 申請方法    | <p>申請書と必要書類を郵送又はオンラインにて提出</p> <p>申請様式等は市ホームページからダウンロード可。次の URL 又は二次元コードからアクセスください。</p> <p><a href="https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000139108.html">https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000139108.html</a></p>  |
| 受付期間    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題対応事業（2年目含む）、情報発信力強化事業<br/>令和5年4月3日（月）から5月19日（金）まで（郵送の場合は消印有効）<br/>※地域課題対応事業（2年目）についても、同様の手続きを要します。</li> <li>・地域連携強化事業<br/>令和5年6月15日（木）から令和6年1月31日（水）まで（先着制）<br/>※申請から交付決定まで約2週間を予定。事業実施期間の約2週間前には申請書をご提出ください。</li> </ul>   |

### <お問い合わせ・申請書類送付先>

川崎市 経済労働局 観光・地域活力推進部 地域活性化担当

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル10階

電話：044-200-2329

メール：28syogyo@city.kawasaki.jp